(下線部分は改正部分)

改 īF. 案

(総則)

- づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する 質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契 約(この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同 じ。) を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の 2 乙は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行 履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、契約の目的物(以下 「成果物」という。)を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務 委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を 受注者又は受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合にお いて、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなけ ればならない。
- の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了す るために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならな ۷١,
- 6 この契約の履行に関して<mark>発注者と受注者との間</mark>で用いる言語は、日本語 6 この契約の履行に関して<mark>甲乙間</mark>で用いる言語は、日本語とする。 とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して<mark>発注者と受注者との間</mark>で用いる計量単位は、設 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の 計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成四年法律第五十一 号)に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治二十 九年法律第八十九号)及び商法(明治三十二年法律第四十八号)の定める ところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。)の申立て については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とす

(指示等及び協議の書面主義)

第二条 この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回 第二条 この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回 - 答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければなら | 答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければなら

(総則)

第一条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基 第一条 契約担当者(以下「甲」という。)及び受託者(以下「乙」とい う。) は、この約款(契約書を含む。以下同じ。) に基づき、設計図書 (別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をい う。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及 び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しな ければならない。

行

- 期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、契約の目的物(以下「成 果物」という。)を甲に引き渡すものとし、甲は、その業務委託料を支払 うものとする。
- 3 甲は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を乙又 は乙の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、乙又は 乙の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項 4 乙は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指 示若しくは甲乙協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切 の手段をその責任において定めるものとする。
 - 5 <u>乙</u>は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

 - この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 定めがある場合を除き、計量法(平成四年法律第五十一号)に定めるもの
 - 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治二十 九年法律第八十九号)及び商法(明治三十二年法律第四十八号)の定める ところによるものとする。
 - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停(<mark>第四十九条</mark>の規定に基づき、<mark>発注</mark> 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停(<mark>第四十六条</mark>の規定に基づき、甲乙 協議の上選任される調停人が行うものを除く。)の申立てについては、日 本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

ない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、**発注** 者及び受注者は、同項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この 場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、 七日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- きは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。 (業務工程表の提出)
- 第三条 受注者は、この契約締結後十四日以内に設計図書に基づいて、業務 第三条 乙は、この契約締結後十四日以内に設計図書に基づいて、業務工程 工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- から七日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務 工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第一項中 「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替え て、前二項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。 (契約の保証)
- 第四条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる 保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保 証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければなら ない。
 - 一 契約保証金の納付
 - 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する 銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前 払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第二条第 四項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
- 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保
- 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証 保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第四項にお)は、業務委託料の十分の一以上としなければ いて「保証の額」という。 ならない。
- 3 第一項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付 したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたも のとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金 の納付を免除する。

ない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及 び乙は、同項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合にお いて、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、七日以内にこれを 相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うと 3 甲及び乙は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当 該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務工程表の提出)

- 表を作成し、甲に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日 2 甲は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から 七日以内に、乙に対してその修正を請求することができる。
- 3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場 3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場 合において、 甲は、必要があると認めるときは、 乙に対して業務工程表の 再提出を請求することができる。この場合において、第一項中「この契約」 締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前二項の 規定を準用する。
 - 4 業務工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。 (新規)

4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の 十分の一に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することがで き、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第五条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、 又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場 合は、この限りでない。
- 2 受注者は、成果物 (未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等 を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供 してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この 限りでない。

(著作権の譲渡等)

- 第六条 受注者は、成果物 (第三十七条第一項に規定する指定部分に係る成 果物及び同条第二項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条 において同じ。)が著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一 項第一号に規定する著作物(以下「著作物」という。) に該当する場合に は、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第二十一条から第二十八 条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に発注者に無償 で譲渡するものとする。
- 2 発注者は、成果物が著作物に該当するか否かにかかわらず、当該成果物 2 甲は、成果物が著作物に該当するか否かにかかわらず、当該成果物の内 の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- に限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができ
- 4 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作 物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意 する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果 物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 受注者は、成果物(業務を行う上で得られた記録等を含む。)が著作物 に該当するか否かにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物 を使用又は複製し、また、第一条第五項の規定にかかわらず当該成果物の 内容を公表することができる。
- 6 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作 6 甲は、乙が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第十 権法第十条第一項第九号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデ ータベース(著作権法第十二条の二に規定するデータベースの著作物をい う。)について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、 当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(一括再委託等の禁止)

第七条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において|第六条 乙は、業務の全部を一括して、又は甲が設計図書において指定した。 指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第四条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は 承継させてはならない。ただし、あらかじめ、 甲の承諾を得た場合は、こ の限りでない。
- 2 乙は、成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含 す。) を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供して はならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでな V)

(著作権の譲渡等)

- 第五条 乙は、成果物(第三十六条第一項に規定する指定部分に係る成果物 及び同条第二項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条にお いて同じ。) が著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第 一号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、 当該著作物に係る乙の著作権(著作権法第二十一条から第二十八条までに 規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するも のとする。
- 容を乙の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したとき 3 甲は、成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、 既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
 - 4 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、

 甲が当該著作物の利用 目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。ま た、甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙 の承諾なく自由に改変することができる。
 - 5 乙は、成果物(業務を行う上で得られた記録等を含む。)が著作物に該 当するか否かにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果物を使用又 は複製し、また、第一条第五項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公 表することができる。
 - 条第一項第九号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベー ス(著作権法第十二条の二に規定するデータベースの著作物をいう。)に ついて、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラ ム及びデータベースを利用することができる。

(一括再委託等の禁止)

主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- た部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受注者は、第四十二条第一項第六号イからホまでのいずれかに該当する 者を再委託契約その他の契約の相手方としてはならない。
- 4 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとすると きは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者 が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようと するときは、この限りでない。
- 5 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者 の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。 (特許権等の使用)
- <mark>第八条 受注者</mark>は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法│<mark>第七条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に</mark> 令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象 となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を 負わなければならない。ただし、発注者がその施行方法を指定した場合に おいて、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者 がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して 要した費用を負担しなければならない。

(調香職員)

- <mark>第九条 発注者</mark>は、調査職員を置いたときは、その氏名を<mark>受注者</mark>に通知しな<mark>|第八条 甲</mark>は、調査職員を置いたときは、その氏名を<mark>乙</mark>に通知しなければな ければならない。調査職員を変更したときも、同様とする。
- 2 調査職員は、この約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者 が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところ により、次に掲げる権限を有する。
- 一発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理 技術者に対する業務に関する指示
- 二 この約款及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質 問に対する承諾又は回答
- 三 この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議
- 四 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他こ の契約の履行状況の調査
- 3 発注者は、二名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときに あってはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの約款 に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限 の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第二項の規定に基づく調査職員の指示、承諾又は回答は、原則として 書面により行わなければならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定し 2 乙は、前項の主たる部分のほか、甲が設計図書において指定した部分を 第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(新規)

3 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき は、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が設計図書 において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするとき は、この限りでない。

(新規)

(特許権等の使用)

基づき保護され る第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象と なっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負 わなければならない。ただし、甲がその施行方法を指定した場合におい て、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存 在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担 しなければならない。

(調査職員)

- らない。調査職員を変更したときも、同様とする。
- 2 調査職員は、この約款に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と 認めて調査職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、 次に掲げる権限を有する。
 - 一 甲の意図する成果物を完成させるための乙又は乙の管理技術者に対す る業務に関する指示
 - 二 この約款及び設計図書の記載内容に関する**乙**の確認の申出又は質問に 対する承諾又は回答
 - 三 この契約の履行に関する乙又は乙の管理技術者との協議
 - 四 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契 約の履行状況の調査
- 3 甲は、二名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあっ てはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの約款に基 づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容 を、乙に通知しなければならない。

(新規)

5 第一項の規定により、発注者が調査職員を置いたときは、この約款に定 4 第一項の規定により、

甲が調査職員を置いたときは、この約款に定める める指示等は、設計図書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うも│ 指示等は、設計図書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものと のとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって<mark>発注者に</mark>する。この場合においては、調査職員に到達した日をもって甲に到達した 到達したものとみなす。

(管理技術者)

- 第十条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名 その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更 したときも、同様とする。
- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほ か、業務委託料の額の変更、業務委託料の請求及び受領、第十四条第一項 の請求の受理、同条第二項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権 限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができ る。
- 理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじ め、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。 (照查技術者)
- 第十一条 受注者は、設計図書に定める場合には、成果物の内容の技術上の 照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知 しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。
- 2 照査技術者は、前条第一項に規定する管理技術者を兼ねることができな 2 照査技術者は、前条第一項に規定する管理技術者を兼ねることができな

(地元関係者との交渉等)

- <mark>第十二条</mark> 地元関係者との交渉等は、<mark>発注者</mark>が行うものとする。この場合に┃<mark>第十一条</mark> 地元関係者との交渉等は、甲が行うものとする。この場合におい おいて、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければなら ない。
- 2 前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担 2 前項の場合において、**甲**は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しな しなければならない。

(土地への立入り)

第十三条 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合にお 第十二条 乙が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合におい いて、当該土地の所有者等の承諾を要するときは、発注者がその承諾を得 るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者は これに協力しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

- 第十四条 発注者は、管理技術者若しくは照査技術者又は受注者の使用人若|第十三条 甲は、管理技術者若しくは照査技術者又は乙の使用人若しくは第 しくは第七条第四項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請 け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受 注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきこ とを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項につ について決定し、その結果を請求を受けた日から十日以内に発注者に通知 しなければならない。

ものとみなす。

(管理技術者)

- 第九条 乙は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その 他必要な事項を甲に通知しなければならない。管理技術者を変更したとき も、同様とする。
- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほ か、業務委託料の額の変更、業務委託料の請求及び受領、第十三条第一項 の請求の受理、同条第二項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権 限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管 3 Zは、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技 術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当 該権限の内容を甲に通知しなければならない。

(照查技術者)

- 第十条 乙は、設計図書に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を 行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければ ならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

(地元関係者との交渉等)

- て、甲の指示があるときは、乙はこれに協力しなければならない。
- ければならない。

(土地への立入り)

て、当該土地の所有者等の承諾を要するときは、甲がその承諾を得るもの とする。この場合において、甲の指示があるときは、乙はこれに協力しな ければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

- 六条第三項の規定により乙から業務を委任され、若しくは請け負った者が その業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、乙に対して、そ の理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求すること ができる。
- いて決定し、その結果を請求を受けた日から十日以内に甲に通知しなけれ ばならない。
- |3 <mark>受注者</mark>は、調査職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められる|3 <mark>乙</mark>は、調査職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるとき

ときは、<mark>発注者</mark>に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を は、<mark>甲</mark>に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべき とるべきことを請求することができる。

について決定し、その結果を請求を受けた日から十日以内に受注者に通知 しなければならない。

(履行報告)

第十五条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行につ <mark>第十四条 乙は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について甲に</mark> いて発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

- 他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、品 質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところに よる。
- に、発注者に借用書又は受領書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければなら 3 乙は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならな ない。
- 更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はそ の返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、 若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければな らない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第十七条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注 者と受注者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう 必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発 注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、 発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料の 額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなけ ればならない。

(条件変更等)

- 事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求 しなければならない。
- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致し ないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 施行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施行条件と実 四 施行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施行条件と実

ことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項 4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項につ いて決定し、その結果を請求を受けた日から十日以内に乙に通知しなけれ ばならない。

(履行報告)

報告しなければならない。

(貸与品等)

- 第十六条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その 第十五条 甲が乙に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に 必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、品質、規格又 は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から七日以内 2 乙は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から七日以内に、 甲に借用書又は受領書を提出しなければならない。
 - V)
- 4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変 4 乙は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等 によって不用となった貸与品等を甲に返還しなければならない。
 - 5 乙は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返 環が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは 原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第十六条 乙は、業務の内容が設計図書又は甲の指示若しくは甲乙協議の内 容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなけれ ばならない。この場合において、当該不適合が甲の指示によるときその他 甲の責に帰すべき事由によるときは、 甲は、必要があると認められるとき は履行期間若しくは業務委託料の額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたと きは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

- <mark>第十八条 受注者</mark>は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する│<mark>第十七条 </mark>乙は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実 を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を請求しなけれ ばならない。
 - 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致し ないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)。
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。

際の施行条件が相違すること。

- 五 設計図書に明示されていない施行条件について予期することのできな い特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に 2 **甲**は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げ 掲げる事実を発見したときは、受注者の立合いの上、直ちに調査を行わな ければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の 立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき 措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調 査の終了後十四日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。 ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あら かじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第一項各号に掲げる事実が確認された場合にお いて、発注者は、必要があると認められるときは設計図書の訂正又は変更 を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発 注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料の額 を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなけれ ばならない。

(設計図書等の変更)

- 第十九条 発注者は、前条第四項の規定によるほか、必要があると認めると きは、設計図書又は業務に関する指示(以下この条及び第二十一条におい て「設計図書等」という。)の変更内容を受注者に通知して、設計図書等 を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認 められるときは履行期間若しくは業務委託料の額を変更し、又は受注者に 損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。 (業務の中止)
- 第二十条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の 承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地す べり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象(以 下「天災等」という。)であって受注者の責めに帰すことができないもの により作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことが できないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者 に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の 2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止 中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させること ができる。
- 3 発注者は、前二項の規定により業務を一時中止した場合において、必要 3 **甲**は、前二項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があ があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料の額を変更し、

際の施行条件が相違すること。

- 五 設計図書に明示されていない施行条件について予期することのできな い特別な状態が生じたこと。
- る事実を発見したときは、Zの立合いの上、直ちに調査を行わなければな らない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行 うことができる。
- 3 **甲**は、**乙**の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指 示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了 後十四日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その 期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の 意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第一項各号に掲げる事実が確認された場合にお いて、甲は、必要があると認められるときは設計図書の訂正又は変更を行 わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、**甲** は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料の額を変 更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならな

(設計図書等の変更)

第十八条 甲は、前条第四項の規定によるほか、必要があると認めるとき は、設計図書又は業務に関する指示(以下本条及び第二十条において「設 計図書等」という。)の変更内容を乙に通知して、設計図書等を変更する ことができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは 履行期間若しくは業務委託料の額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたとき は必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

- 第十九条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の 承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地す べり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象(以 下「天災等」という。)であって乙の責に帰すことができないものにより 作業現場の状態が著しく変動したため、乙が業務を行うことができないと 認められるときは、甲は、業務の中止内容を直ちに乙に通知して、業務の 全部又は一部を一時中止させなければならない。
- 内容を乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができ
- ると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料の額を変更し、又は 又は<mark>受注者</mark>が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要とし Zが業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若

たとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなけれ」しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。 ばならない。

(業務に係る受注者の提案)

- 第二十一条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代 第二十条 乙は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法 替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、 当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。
- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要が 2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認 あると認めるときは、設計図書等を変更し、当該変更の内容を受注者に通 知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必 要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料の額を変更しなけ ればならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

- 第二十二条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間 内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面によ り、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると 認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その 履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業 務委託料の額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を 及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

- <mark>第二十三条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があると|第二十二条 甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるとき</mark> きは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。
- において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、通常必 要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を受注者に請求すること ができる。
- 委託料の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負 担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

- 第二十四条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定め 第二十三条 履行期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協 る。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、発 注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、 受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生 じた日(第二十二条の場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受 けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日 とする。)から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者

(業務に係る乙の提案)

- その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又 は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。
- めるときは、設計図書等を変更し、当該変更の内容を乙に通知するものと する。
- 3 甲は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要が あると認められるときは、履行期間又は業務委託料の額を変更しなければ

(乙の請求による履行期間の延長)

第二十一条 乙は、その責に帰すことができない事由により履行期間内に業 務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、甲 に履行期間の延長変更を請求することができる。

(新規)

(甲の請求による履行期間の短縮等)

- は、履行期間の短縮変更を乙に請求することができる。
- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合 2 甲は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合にお いて、特別の理由があるときは、通常必要とされる履行期間に満たない履 行期間への変更を乙に請求することができる。
- 3 発注者は、前二項の場合において、必要があると認められるときは業務 3 **甲**は、前二項の場合において、必要があると認められるときは業務委託 料の額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなけ ればならない。

(履行期間の変更方法)

- 議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通 知する。
- 2 前項の協議開始の日については、**甲**が乙の意見を聴いて定め、**乙**に通知 するものとする。ただし、甲が履行期間の変更事由が生じた日 (第二十一 条の場合にあっては、甲が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合 にあっては、乙が履行期間の変更の請求を受けた日とする。)から七日以 内に協議開始の目を通知しない場合には、乙は、協議開始の目を定め、甲

は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 (業務委託料の額の変更方法等)

- 第二十五条 業務委託料の額の変更については、発注者と受注者とが協議し て定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合に は、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、 受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の額の変更事 由が生じた日から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者 は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を 受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注 者とが協議して定める。

(臨機の措置)

- 第二十六条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機 ときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。 ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、<mark>受注者</mark>は、そのとった措置の内容を<mark>発注者に直|2 前項の場合においては、乙</mark>は、そのとった措置の内容を<mark>甲</mark>に直ちに通知 ちに通知しなければならない。
- は、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第一項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合におい て、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の額の範囲におい て負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担 する。

(一般的損害)

第二十七条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うに つき生じた損害(次条第一項、第二項若しくは第三項又は第二十九条第一 項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。 ただし、その損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりて ん補された部分を除く。)のうち<mark>発注者の責め</mark>に帰すべき事由により生じ たものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第二十八条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害(第三項に規定する損 害を除く。)について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければな らないときは、受注者がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(設計図書に定めると 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(設計図書に定めると ころにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、発注 者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じ たものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、

に通知することができる。

(業務委託料の額の変更方法等)

- 第二十四条 業務委託料の額の変更については、甲乙協議して定める。ただ し、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、 乙に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、**甲**が乙の意見を聴いて定め、乙に通知 するものとする。ただし、甲が業務委託料の額の変更事由が生じた日から 七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定 め、甲に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、**乙**が増加費用を必要とした場合又は損害を受け た場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(臨機の措置)

- 第二十五条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措 置を取らなければならない。この場合において、必要があると認めるとき は、乙は、あらかじめ、甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急 やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるとき 3 甲は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、 乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 乙が第一項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当 該措置に要した費用のうち、乙が業務委託料の額の範囲において負担する ことが適当でないと認められる 部分については、甲が負担する。

(一般的損害)

第二十六条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うに つき生じた損害(次条第一項、第二項若しくは第三項又は第二十八条第一 項に規定する損害を除く。)については、乙がその費用を負担する。ただ し、その損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補 された部分を除く。) のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものにつ いては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第二十七条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害(第三項に規定する損 害を除く。)について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければな らないときは、乙がその賠償額を負担する。
- ころにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、甲の 指示、貸与品等の性状その他甲の責に帰すべき事由により生じたものにつ いては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示又は貸与品

発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき| 事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでな いし

- 等の理由により第三者に及ぼした損害(設計図書に定めるところにより付 された保険によりてん補された部分を除く。)について、当該第三者に損 害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担す る。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠った ことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 4 前三項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合 においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとす

(不可抗力による損害)

- 第二十九条 成果物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものに あっては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの **責めにも**帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」とい う。) により、試験等に供される業務の出来形部分(以下この条及び第四 十六条において「業務の出来形部分」という。)、仮設物又は作業現場に 搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発 生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、 同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの 及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分 を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結 果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害によ 3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費 る費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求が 4 **甲**は、前項の規定により**乙**から損害による費用の負担の請求があったと あったときは、当該損害の額(業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に 搬入済みの調査機械器具であって立会いその他受注者の業務に関する記録 等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取 片付けに要する費用の額の合計額(第六項において「損害合計額」とい う。) のうち、業務委託料の額の百分の一を超える額を負担しなければな らない。
- 5 前項に規定する損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当 5 前項に規定する損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当 該各号に定めるところにより算定する。
- 一 業務の出来形部分に関する損害 損害を受けた出来形部分に相応する 業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた 額とする。
- 二 仮設物又は調査機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は調査 二 仮設物又は調査機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は調査

等が不適当であること等甲の責に帰すべき事由があることを知りながらこ れを通知しなかったときは、この限りでない。

- 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶 等の理由により第三者に及ぼした損害(設計図書に定めるところにより付 された保険によりてん補された部分を除く。)について、当該第三者に損 害の賠償を行わなければならないときは、甲がその賠償額を負担する。た だし、業務を行うにつきるが善良な管理者の注意義務を怠ったことにより 生じたものについては、乙が負担する。
 - 4 前三項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合 においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

- 第二十八条 成果物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものに あっては、当該基準を超えるものに限る。)で甲乙双方の責に帰すことが できないもの(以下「不可抗力」という。)により、試験等に供される業 務の出来形部分(以下この条及び第四十四条において「業務の出来形部 分」という。)、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が 生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなけ ればならない。
- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項 の損害(乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計 図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。 以下本条において同じ。)の状況を確認し、その結果を乙に通知しなけれ ばならない。
- 用の負担を甲に請求することができる。
- きは、当該損害の額(業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済み の調査機械器具であって立会いその他乙の業務に関する記録等により確認 することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要す る費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち、業務委託料 の額の百分の一を超える額を負担しなければならない。
- 該各号に定めるところにより算定する。
- 一 業務の出来形部分に関する損害 損害を受けた出来形部分に相応する 業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた 額とする。

機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却するこ ととしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応す る償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回 復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものに ついては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次 6 以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第四項中「当該損害 の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する 費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、 「業務委託料の額の百分の一を超える額」とあるのは「業務委託料の額の 百分の一を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適 用する。

(業務委託料の額の変更に代える設計図書の変更)

- 第三十条 発注者は、第八条、第十七条から第二十三条まで、第二十六条、 第二十七条、第二十九条、第三十三条又は第三十九条の規定により業務委 託料の額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理 由があるときは、業務委託料の額の増額又は負担額の全部又は一部に代え て設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更 内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知す る。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、 受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が業務委託料の額を増 額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から七日以内に協議開 始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に 通知することができる。

(検査及び引渡し)

- ければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から十日 十日以内に受注者の立合いの上、設計図書に定めるところにより、業務の 完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しな ければならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果 物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければ ならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡し を業務委託料の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。 この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならな V)

機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却するこ ととしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応す る償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回 復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものに ついては、その修繕費の額とする。

数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次 以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第四項中「当該損害 の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する 費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、 「業務委託料の額の百分の一を超える額」とあるのは「業務委託料の額の 百分の一を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適 用する。

(業務委託料の額の変更に代える設計図書の変更)

- 第二十九条 甲は、第七条、第十六条から第二十条まで、第二十二条、第二 十五条、第二十六条、第二十八条、第三十二条又は第三十八条の規定によ り業務委託料の額を増額すべき 場合又は費用を負担すべき場合におい て、特別の理由があるときは、業務委託料の額の増額又は負担額の全部又 は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設 計図書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から十 四日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、**甲**が乙の意見を聴いて定め、**乙**に通知 しなければならない。ただし、甲が業務委託料の額を増額すべき事由又は 費用を負担すべき事由が生じた日から七日以内に協議開始の日を通知しな い場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(検査及び引渡し)

- <mark>第三十一条 受注者</mark>は、業務が完了したときは、その旨を<mark>発注者</mark>に通知しな<mark>|第三十条 乙は、業務が完了したときは、その旨を甲に通知しなければなら</mark>
 - 以内にZの立合いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確 認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならな
 - 3 **甲**は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、**乙**が成果物の引渡 しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならな
 - 4 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委 託料の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合に おいては、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。

注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を 業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(業務委託料の支払い)

- 第三十二条 受注者は、前条第二項(前条第五項において準用する場合を含 む。以下この条において同じ。)の検査に合格したときは、業務委託料の 支払いを請求することができる。
- 三十日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第二項の期間内に検査をし ないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数 は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から 差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数 を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日にお いて満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

- 第三十三条 発注者は、第三十一条第三項若しくは第四項又は第三十七条第 一項若しくは第二項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は 一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意 2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をも をもって使用しなければならない。
- よって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければなら ない。

(前金払)

- 証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第二条第五項に規定 する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発 注者に寄託して、業務委託料の額の十分の三以内の前払金の支払いをこの 契約締結の目から三十日以内に発注者に請求することができる。
- 二十日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、業務委託料の額が著しく増額された場合においては、その増 3 Zは、業務委託料の額が著しく増額された場合においては、その増額後 額後の業務委託料の額の十分の三から受領済みの前払金額を差し引いた額 に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場 合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、業務委託料の額が著しく減額された場合において、受領済み 4 乙は、業務委託料の額が著しく減額された場合において、受領済みの前

5 受注者は、業務が第二項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発15 乙は、業務が第二項の検査に合格しないときは、直ちに修補して<mark>甲</mark>の検 査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了 とみなして前各項の規定を準用する。

(業務委託料の支払)

- 第三十一条 乙は、前条第二項(前条第五項において準用する場合を含む。 以下この条において同じ。)の検査に合格したときは、業務委託料の支払 を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から三十 日以内に業務委託料を支払わなければならない。
 - 3 **甲**がその責に帰すべき事由により前条第二項の期間内に検査をしないと きは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項 の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。こ の場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期 間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみな

(引渡し前における成果物の使用)

- 第三十二条 甲は、第三十条第三項若しくは第四項又は第三十六条第一項若 しくは第二項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を 乙の承諾を得て使用することができる。
- って使用しなければならない。
- 3 発注者は、第一項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことに 3 **甲**は、第一項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによっ て乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

- 第三十四条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保┃第三十三条 乙は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年 法律第百八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社(以下「保証事 業会社」という。)と、契約書記載の履行期限を保証期限とする同条第五 項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証 証書を甲に寄託して、業務委託料の額の十分の三以内の前払金の支払をこ の契約締結の目から三十日以内に甲に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 2 **甲**は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から二十 日以内に前払金を支払わなければならない。
 - の業務委託料の額の十分の三から受領済みの前払金額を差し引いた額に相 当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合にお いては、前項の規定を準用する。
- の前払金額が減額後の業務委託料の額の十分の四を超えるときは、業務委 払金額が減額後の業務委託料の額の十分の四を超えるときは、業務委託料 託料の額が減額された日から三十日以内に、その超過額を返還しなければ の額が減額された日から三十日以内に、その超過額を返還しなければなら

ならない。

- 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況から 5 みて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議し て返還すべき超過額を定める。ただし、業務委託料の額が減額された日か ら十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知す る。
- 6 発注者は、受注者が第四項の期間内に超過額を返還しなかったときは、 その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期 間について、その日数に応じ、年三・一パーセントの割合で計算した額の 遅延利息の支払いを請求することができる。 (保証契約の変更)

第三十五条 受注者は、前条第三項の規定により受領済みの前払金に追加し てさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変

2 受注者は、前項に規定する場合のほか、業務委託料の額が減額された場 合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注 者に寄託しなければならない。

更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合に 3 乙は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、 は、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。 (前払金の使用等)
- 第三十六条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械 購入費(この業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力 費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充 当してはならない。

(部分引渡し)

- って引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」とい う。)がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについて は、第三十一条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果 物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第四項及び第三十二条 中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替え て、これらの規定を準用する。
- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完成し、かつ、可分なも のであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡 しを受けることができる。この場合において、第三十一条中「業務」とあ るのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係 る成果物」と、同条第四項及び第三十二条中「業務委託料」とあるのは 「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用す る。
- |3 前二項の規定により準用される<mark>第三十二条</mark>第一項の規定により<mark>受注者が</mark>|3 前二項の規定により準用される<mark>第三十一条</mark>第一項の規定により<mark>乙</mark>が請求|

ない。

- 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況から みて著しく不適当であると認められるときは、甲乙協議して返還すべき超 過額を定める。ただし、業務委託料の額が減額された日から十四日以内に 協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 6 甲は、乙が第四項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返 還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間につい て、その日数に応じ、年三・三パーセントの割合で計算した額の遅延利息 の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第三十四条 乙は、前条第三項の規定により受領済みの前払金に追加してさ らに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、 変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。
- 2 乙は、前項に規定する場合のほか、業務委託料の額が減額された場合に おいて、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託 しなければならない。
- 甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。 (前払金の使用等)
- 第三十五条 乙は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入 費(この業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、 支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当して はならない。

(部分引渡し)

- <mark>第三十七条</mark> 成果物について、<mark>発注者</mark>が設計図書において業務の完了に先だ|<mark>第三十六条</mark> 成果物について、<mark>甲</mark>が設計図書において業務の完了に先だって 引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)が ある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第三 **十条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とある** のは「指定部分に係る成果物」と、同条第四項及び第三十一条中「業務委 託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これら の規定を準用する。
 - 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完成し、かつ、可分なも のであるときは、甲は、当該部分について、乙の承諾を得て引渡しを受け ることができる。この場合において、第三十条中「業務」とあるのは「引 渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」 と、同条第四項及び<mark>第三十一条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡し</mark> に係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

請求することができる部分引渡しに係る業務委託料の額は、次の各号に掲 げる式により算定する。この場合において、第一号中「指定部分に相応す る業務委託料の額」及び第二号中「引渡部分に相応する業務委託料の額」 は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前二項におい て準用する第三十一条第二項の通知をした日から十四日以内に協議が整わ ない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 一 第一項に規定する部分引渡しに係る業務委託料の額 指定部分に相応する業務委託料の額×(1-(前払金の額/業務委託料 の額))
- 二 第二項に規定する部分引渡しに係る業務委託料の額 引渡部分に相応する業務委託料の額×(1-(前払金の額/業務委託料 の額))

(第三者による代理受領)

- <mark>第三十八条 受注者は、発注者</mark>の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受┃<mark>第三十七条 乙は、甲</mark>の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につ 領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合におい て、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨 の明記がなされているときは、当該第三者に対して第三十二条(第三十七 条において準用する場合を含む。)の規定に基づく支払いをしなければな らない。

(前払金等の不払いに対する業務中止)

- 第三十九条 受注者は、発注者が第三十四条又は第三十七条において準用さ れる第三十二条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその 支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは業務の全部又は一 部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理 由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならな V)
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合におい て、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料の額を変 更し、又は受注者が増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼした ときは必要な費用を負担しなければならない。

(瑕疵担保)

- <mark>第四十条 発注者</mark>は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物に<mark>瑕</mark> ・旅があることが発見されたときは、受注者に対して相当の期間を定めてそ の瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償 を請求することができる。
- 2 前項の規定による<mark>瑕疵</mark>の修補又は損害賠償の請求は、<mark>第三十一条</mark>第三項 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、<mark>第三十条</mark>第三項又 又は第四項(第三十七条においてこれらの規定を準用する場合を含む。) の規定による引渡しを受けた日から三年以内に行わなければならない。た

することができる部分引渡しに係る業務委託料の額は、次の各号に掲げる 式により算定する。この場合において、第一号中「指定部分に相応する業 務委託料の額」及び第二号中「引渡部分に相応する業務委託料の額」は、 甲乙協議して定める。ただし、甲が前二項において準用する第三十一条第 一項の規定による請求を受けた日から十四日以内に協議が整わない場合に は、甲が定め、乙に通知する。

- 一 第一項に規定する部分引渡しに係る業務委託料の額 指定部分に相応する業務委託料の額×(1-(前払金の額/業務委託料 の額))
- 二 第二項に規定する部分引渡しに係る業務委託料の額 引渡部分に相応する業務委託料の額×(1-(前払金の額/業務委託料 の額))

(第三者による代理受領)

- き、第三者を代理人とすることができる。
- 2 **甲**は、前項の規定により**乙**が第三者を代理人とした場合において、**乙**の 提出する支払請求書に当該第三者がこの代理人である旨の明記がなされて いるときは、当該第三者に対して第三十一条(第三十六条において準用す る場合を含む。)の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する業務中止)

- 第三十八条 乙は、甲が第三十三条又は第三十六条において準用される第三 十一条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求 したにもかかわらず支払をしないときは業務の全部又は一部を一時中止す ることができる。この場合においては、乙は、その理由を明示した書面に より、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定により乙が業務を一時中止した場合において、必要が あると認められるときは履行期間若しくは業務委託料の額を変更し、又は 乙が増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を 負担しなければならない。

(かし担保)

- 第三十九条 甲は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物にかし があることが発見されたときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかし の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求 することができる。
- は第四項(第三十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の 規定による引渡しを受けた日から三年以内に行わなければならない。ただ だし、その<mark>瑕疵が受注者</mark>の故意又は重大な過失により生じた場合には、当 し、その<mark>かしが乙</mark>の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求

該請求を行うことのできる期間は十年とする。

- 3 発注者は、成果物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第一 3 甲は、成果物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第一項の 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕 疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がそ の瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、 受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りなが らこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

- 第四十一条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了す ることができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に 請求することができる。
- 2 前項の損害金の額は、業務委託料の額から<mark>第三十七条</mark>の規定による部分 2 前項の損害金の額は、業務委託料の額から<mark>第三十六条</mark>の規定による部分 引渡しに係る業務委託料の額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年三 ーパーセントの割合で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第三十二条第二項(第三十七条に おいて準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払いが遅れた 場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年三・ ーパーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求する
 ことができる。

(発注者の解除権)

- 第四十二条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、こ の契約を解除することができる。
- 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しない
- 二 その_{責め}に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明 らかに認められるとき。
- 三 管理技術者を配置しなかったとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの 契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 五 第四十四条第一項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たと
- 六 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人であ る場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業 務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同 じ。) が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年 法律第七十七号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第 二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員

を行うことのできる期間は十年とする。

- 規定にかかわらず、その旨を直ちにCに通知しなければ、当該かしの修補 又は損害賠償を請求をすることはできない。ただし、乙がそのかしがある ことを知っていたときは、この限りでない。
- 4 第一項の規定は、成果物の瑕疵が設計図書の記載内容、発注者の指示又 4 第一項の規定は、成果物のかしが設計図書の記載内容、甲の指示又は貸 与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、

 乙が その記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを 通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

- 第四十条 乙の責に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することが できない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができ
- 引渡しに係る業務委託料の額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年三 モパーセントの割合で計算した額とする。
- | 3 | 甲の責に帰すべき事由により、第三十一条第二項(第三十六条において 準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払が遅れた場合にお いては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年三・三パーセント の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

- 第四十一条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除 することができる。
- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しない
- 二 その_責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明ら かに認められるとき。
- 三 管理技術者を配置しなかったとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約 の目的を達成することができないと認められるとき。
- 五 第四十二条第一項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(新規)

- いう。) であると認められるとき。
- ロ 暴力団 (暴力団対策法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下 この号において同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与している と認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第 三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するな どしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜 を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力 し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有し ていると認められるとき。
- へ この契約に関し、再委託契約その他の契約にあたり、その相手方が イからホまでのいずれかに該当することを知りながら、 を締結したと認められるとき。
- ト この契約に関し、受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者 を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(へに該当する場 合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受 注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定により<u>この契約</u>が解除された場合においては、<u>受注者</u>は、業<math>|2 前項に定める場合のほか、<u></u>田は、業務が完了するまでの間、必要がある| 務委託料の額の十分の一に相当する額を違約金として<mark>発注者</mark>の指定する期 | ときは、<mark>契約</mark>を解除することができる。 限までに支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、第四条の規定により契約保証金の納付又はこれに (新規) 代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は 担保をもって前項の違約金に充当することができる。
- があるときは、この契約を解除することができる。
- 5 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損 4 甲は、第二項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼし 害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。 (不正行為による発注者の解除権)
- 第四十三条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、こ の契約を解除することができる。
 - <u>一</u> <u>この契約に関し、受注者が</u>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関す る法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。 第三条若しくは第十九条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者であ る事業者団体が独占禁止法第八条第一号の規定に違反したことにより 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第七条の二第一項(独占禁 止法第八条の三において準用する場合を含む。) 又は第二十条の二から 第二十条の六の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」

- 4 第一項に定める場合のほか、発注者は、業務が完了するまでの間、必要 3 第一項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、業務委託 料の額の十分の一に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支 払わなければならない。
 - たときは、その損害を賠償しなければならない。

(不正行為による甲の解除権)

- 第四十一条の二 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当 するときは、契約を解除することができる。
 - 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び 公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「独 占禁止法」という。)第四十九条第一項に規定する排除措置命令又は第 五十条第一項に規定する納付命令を行い、当該排除措置命令又は当該納 付命令が確定したとき。

- う。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が 独占禁止法第五十一条第二項の規定により取り消された場合を含 te) .
- <u>一</u> <u>納付命令又は独占禁止法第七条、第八条の二若しくは第二十条の規定</u> に基づく排除措置命令 (これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者 である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたとき は、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行 われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合におけ る当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」とい う。) において、この契約に関し、独占禁止法第三条、第八条第一号若 しくは第五号又は第十九条の規定に違反する行為の実行としての事業活 動があったとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第三条又は 第八条第一号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反 する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約 が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受 注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令にお ける課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。) に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取 引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受注者(法人の場合にあっては、その役員又はその 使用人を含む。)の刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十六条の三 若しくは第百九十八条又は独占禁止法第八十九条第一項若しくは第九十 五条第一項第一号による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、第四条の規定に より契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているとき は、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第四十七条第一項に規定 する賠償金に充当することができる。

(受注者の解除権)

- 第四十四条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を 解除することができる。
- 一 第十九条の規定により設計図書を変更したため業務委託料の額が三分 の二以上減少したとき。
- 二 第二十条の規定による業務の中止期間が履行期間の十分の五(履行期 間の十分の五が六月を超えるときは、六月)を超えたとき。ただし、中 止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了 した後三月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- 三 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可 能となったとき。

- 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第六十六 条に規定する審決(同条第三項の規定による原処分の全部を取り消す審 決を除く。)を行い、当該審決が確定したとき(独占禁止法第七十七条 の規定によりこの審決の取消しの訴えが提起されたときを除く
- 三 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、乙 が独占禁止法第七十七条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その 訴えについて請求棄却又は訴え 却下の判決が確定したとき。

四 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十六条の三若しくは第百九十八条 又は独占禁止法第八十九条第一項若しくは第九十五条第一項第一号による 刑が確定したとき。

(新規)

(乙の解除権)

第四十二条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除する ことができる。

- 一 第十八条の規定により設計図書を変更したため業務委託料の額が三分 の二以上減少したとき。
- 二 第十九条の規定による業務の中止期間が履行期間の十分の五 (履行期 間の十分の五が六月を超えるときは、六月)を超えたとき。ただし、中 止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了 した後三月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- 三 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったと き。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害が 2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるとき

あるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。 (解除の効果)

- 第四十五条 この契約が解除された場合には、第一条第二項に規定する発注 者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第三十七条に規定する部分引渡 しに係る部分については、この限りでない。
- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合におい 2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、乙が て、受注者が既に業務を完了した部分(第三十七条の規定により部分引渡 しを受けている場合には、当該引渡部分を除く。以下「既履行部分」とい う。)の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の 上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合に おいて、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料 (以下「既履行部分委託料」という。) を受注者に支払わなければならな V)
- 3 前項に規定する既履行部分委託料の額は、発注者と受注者とが協議して 定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合に は、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

- 第四十六条 この契約が解除された場合において、第三十四条の規定による 前払金があったときは、受注者は、第四十二条第一項又は第四十三条第一 項の規定による解除にあっては、当該前払金の額(第三十七条の規定によ り部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金 の額を控除した額)に当該前払金の支払いの目から返還の目までの目数に 応じ年三・一パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第四十 二条第四項又は第四十四条第一項の規定による解除にあっては、当該前払 金の額を発注者に返還しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第二項の規 定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第三十四条の規定 による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額(第三十七条の 規定による部分引渡しがあったときは、その部分引渡しにおいて償却した 前払金の額を控除した額)を前条第三項の規定により定められた既履行部 分委託料の額から控除するものとする。この場合において、受領済みの前 払金になお余剰があるときは、受注者は、第四十二条第一項又は第四十三 条第一項の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払いの日 から返還の日までの日数に応じ年三・一パーセントの割合で計算した額の 利息を付した額を、第四十二条第四項又は第四十四条第一項の規定による 解除にあっては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 3 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるとき は、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合におい て、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したとき は、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損

は、その損害の賠償を甲に請求することができる。 (解除の効果)

- 第四十三条 契約が解除された場合には、第一条第二項に規定する甲及び乙 の義務は消滅する。ただし、第三十六条に規定する部分引渡しに係る部分 については、この限りでない。
- 既に業務を完了した部分(第三十六条の規定により部分引渡しを受けてい る場合には、当該引渡部分を除く。以下「既履行部分」という。)の引渡 しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査 に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲 は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料(以下「既履行 部分委託料」という。)を乙に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分委託料の額は、甲乙協議して定める。ただ し、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、 乙に通知する。

(解除に伴う措置)

- 第四十四条 契約が解除された場合において、第三十三条の規定による前払 金があったときは、乙は、第四十一条第一項の規定による解除にあって は、当該前払金の額(第三十六条の規定により部分引渡しをしているとき は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前 払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年三・三パーセントの割合 で計算した額の利息を付した額を、第四十一条第二項又は第四十二条第一 項の規定による解除にあっては、当該前払金の額を甲に返還しなければな らない。
- 前項の規定にかかわらず、契約が解除され、かつ、前条第二項の規定に より既履行部分の引渡しが行われる場合において、第三十三条の規定によ る前払金があったときは、甲は、当該前払金の額(第三十六条の規定によ る部分引渡しがあったときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の 額を控除した額)を前条第三項の規定により定められた既履行部分委託料 の額から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金にな お余剰があるときは、乙は、第四十一条第一項の規定による解除にあって は、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年三・ 三パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、同条第二項又は第 四十二条第一項の規定による解除にあっては、当該余剰額を甲に返還しな ければならない。
- 3 乙は、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸 与品等を 甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等 がこの故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しく は原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければなら

害を賠償しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所 4 有又は管理する業務の出来形部分(第三十七条に規定する部分引渡しに係 る部分及び前条第二項に規定する檢査に合格した既履行部分を除く。)、 調査機械器具、仮設物その他の物件(第七条第四項の規定により、受注者 から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれら の物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となった ものを含む。以下次項において同じ。)があるときは、当該物件を撤去す るとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなけれ ばならない。
- 5 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用(以下この項 及び次項において「撤去費用等」という。)は、次の各号に掲げる撤去費 用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担 する。
- 一 業務の出来形部分に関する撤去費用等 契約の解除が<mark>第四十二条第</mark>一 項又は第四十三条第一項によるときは受注者が負担し、第四十二条第四 項又は第四十四条第一項によるときは発注者が負担する。
- 二 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等 <u>受注者</u>が負
- 6 第四項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該 6 第四項の場合において、Cが正当な理由なく、相当の期間内に当該物件 物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないとき は、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若し くは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注 者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができ ず、また、発注者が支出した撤去費用等(前項第一号の規定により、発注 者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。)を負担しなければな らない。
- 7 第三項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等について は、この契約の解除が第四十二条第一項又は第四十三条第一項によるとき は発注者が定め、第四十二条第四項又は第四十四条第一項の規定によると きは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第三項後段及び第四 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が 受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(賠償の予約)

- 第四十七条 受注者は、第四十三条第一項各号(同項第四号に規定する刑法 第百九十八条による刑が確定したときを除く。) のいずれかに該当すると きは、<mark>発注者</mark>が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、この 契約による業務委託料の十分の二に相当する額を発注者が指定する期間内 に支払わなければならない。業務が完成した後も同様とする。

ない。

- 乙は、契約が解除された場合において、作業現場に乙が所有又は管理す る業務の出来形部分 (第三十六条に規定する部分引渡しに係る部分及び前 条第二項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。)、調査機械器 具、仮設物その他の物件(第六条第三項の規定により、乙から業務の一部 を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与 品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以 下次項において同じ。)があるときは、当該物件を撤去するとともに、作 業現場を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
- 5 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用(以下本項及 び次項において「撤去費用等」という。)は、次の各号に掲げる撤去費用 等につき、それぞれ各号に定めるところにより甲又は乙が負担する。
 - 一 業務の出来形部分に関する撤去費用等 契約の解除が**第四十一条第**-項によるときは乙が負担し、同条第二項又は第四十二条第一項によると きは甲が負担する。
- 二 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等 乙が負担す
- を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲 は、Cに代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを 行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しく は取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲が支出した撤 去費用等(前項第一号の規定により、甲が負担する業務の出来形部分に係 るものを除く。)を負担しなければならない。
- 7 第三項前段に規定する

 乙のとるべき措置の期限、方法等については、

 契 約の解除が<mark>第四十一条第一項</mark>によるときは甲が定め、同条第二項又は第四 十二条第一項の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、 第三項後段及び第四項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等につい ては、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

(賠償の予約)

- 第四十四条の二 乙は、第四十一条の二各号(同条第四号に規定する刑法第 百九十八条による刑が確定したときを除く。)のいずれかに該当するとき は、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、この契約に よる請負代金額の十分の二に相当する額を甲が指定する期間内に支払わな ければならない。業務が完成した後も同様とする。
- 2 前項の規定は、<mark>発注者</mark>に生じた損害額が同項に規定する賠償金の額を超 2 前項の規定は、**甲**に生じた損害額が同項に規定する賠償金の額を超える

のではない。

(保険)

- 第四十八条 受注者は、設計図書に定めるところにより火災保険その他の保 険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券 又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。 (紛争の解決)
- 第四十九条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定める ものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服 がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた 場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人一名を選任し、当該調停 人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の 処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めを したものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とで折半し、 その他のものは発注者と受注者とがそれぞれ負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、管理技術者又は照査技術者の業務の実施に関2 前項の規定にかかわらず、管理技術者または照査技術者の業務の実施に する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され若しくは請け負 った者の業務の実施に関する紛争及び調査職員の職務の執行に関する紛争 については、第十四条第二項の規定により受注者が決定を行った後若しく は同条第四項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受 注者が決定を行わずに同条第二項若しくは第四項の期間が経過した後でな ければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停の手続を請求する ことができない。
- 3 第一項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認める ときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても同項の発 注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法(明治二十三年法律第二十 九号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十 二号)に基づく調停の申立てを行うことができる。
- 4 発注者又は受注者は、申出により、この約款の各条項の規定により行う 発注者と受注者との間の協議に第一項の調停人を立ち会わせ、当該協議が 円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。この場合にお ける必要な費用の負担については、同項後段の規定を読み替えて準用す る。

(契約外の事項)

第五十条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受 注者とが協議して定める。

える場合においては、その超過分について賠償を請求することを妨げるも 場合においては、その超過分について賠償を請求することを妨げるもので はない。

(保険)

- 第四十五条 乙は、設計図書に定めるところにより火災保険その他の保険を 付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又は これに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。 (紛争の解決)
- 第四十六条 この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議 が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他契約に 関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、協議の上調停人一名 を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場 合において、紛争の処理に要する費用については、甲乙協議して特別の定 めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは甲乙折半し、その他のも のは甲乙それぞれが負担する。
- 関する紛争、乙の使用人又は乙から業務を委任され、又は請け負った者の 業務の実施に関する紛争及び調査職員の職務の執行に関する紛争について は、第十三条第二項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第四項 の規定により甲が決定を行った後又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条 第二項若しくは第四項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、前項 のあっせん又は調停の手続きを請求することができない。
- | 3 第一項の<mark>决定</mark>にかかわらず、<mark>甲又は乙は、必要があると認めるときは、</mark> 同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても同項の甲乙間の紛 争について民事訴訟法 (明治二十三年法律第二十九号) に基づく訴えの提 起又は民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)に基づく調停の申 立てを行うことができる。

(新規)

(契約外の事項)

第四十七条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議 して定める。